

令和5年

上砂川町議会会議録

第2回 臨時会
第2回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和5年第2回臨時会

(4月27日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	5
議案第22号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)(原案可決)	6
閉会の宣告	9

令和5年第2回定例会

第1号(6月6日)

議事日程	11
会議録署名議員	11
開会の宣告	12
開議の宣告	12
会議録署名議員指名について	12
会期決定について	12
諸般の報告	12
行政常任委員長 笹木笑子の報告	12
小澤一文の空知中部広域連合議会第1回臨時会結果報告	16
越前等の第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告	16
越前等の第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	17
議長の第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会結果報告	17
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果報告	18
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会の結果報告	18
副町長の(株)上砂川振興公社令和4年度営業報告・決算報告並びに令和5年度事業計画報告	18
例月出納検査結果報告(3・4月分)	19

町長行政報告	20
教育長教育行政報告	20
報告第 1 号 専決処分報告について「令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」 （承認）	20
議案第23号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について	22
議案第24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例等の一部を改正する条例制定について	23
議案第25号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）	24
散会の宣告	28

第 2 号（6月7日）

議事日程	31
会議録署名議員	31
開議の宣告	32
会議録署名議員指名について	32
一般質問	32
笹木笑子	32
企画課長 山崎数浩	32
小澤一文	33
総務課長 鷲尾仁志	34
建設環境課長 内野博之	35
議案第23号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	35
議案第24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	35
議案第25号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）（原案可決）	35
調査第 2 号 所管事務調査について（許可）	37
派遣第 2 号 議員派遣承認について（承認）	37
閉会の宣告	37

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨	2 定	
		4.27	6. 6	6. 7
1	石 田 浩 二	○	○	○
2	藏 根 高 史	○	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○	○
4	小 澤 一 文	○	○	○
5	越 前 等	○	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○	○
7	吉 川 洋	○	×	×
8	高 橋 成 和	○	○	○

説明のため出席した者

役職名	氏名	2 臨	2 定	
		4.27	6. 6	6. 7
町長	奥山光一	○	○	○
副町長	林智明	○	○	○
教育長	飯山重信	○	○	○
監査委員	横林典夫	×	○	○
監査事務局長	浅利基行	○	○	○
総務課長	鷲尾仁志	○	○	○
企画課長	山崎数浩	○	○	○
建設環境課長	内野博之	○	○	○
住民課長	白土ゆかり	○	○	○
福祉課長	戸田晋一	○	○	○
健康推進課長	林孔美	○	○	○
教育次長	米田淳一	○	○	○

事務局職員出席者

職名	氏名	2 臨	2 定	
		4.27	6. 6	6. 7
議会事務局長	浅利基行	○	○	○
総務係長	齊藤弥生	○	○	○

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 5 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 2 7 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 2 0 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

4 月 2 7 日 1 日間

第 3 議案第 2 1 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について

第 4 議案第 2 2 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）

○会議録署名議員

4 番 小 澤 一 文 5 番 越 前 等

◎開会の宣告

- 議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。
理事者側につきましては、横林代表監査委員が所用のため欠席しております。
ここで4月の人事異動、機構改革により担当課長に変更がありましたので、ご紹介いたします。
- 初めに、鷺尾総務課長。
- 総務課長（鷺尾仁志） 総務課長の鷺尾です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（高橋成和） 次に、山崎企画課長。
- 企画課長（山崎数浩） 企画課長の山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（高橋成和） 続きまして、戸田福祉課長。
- 福祉課長（戸田晋一） 福祉課長の戸田です。よろしくよろしくお願いいたします。
- 議長（高橋成和） 続きまして、林健康推進課長。
- 健康推進課長（林 孔美） 健康推進課長の林です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（高橋成和） 続きまして、内野建設環境課長。
- 建設環境課長（内野博之） 建設環境課長の内野です。よろしくお願いいたします。
- 議長（高橋成和） 以上で紹介を終わります。
- それでは、定足数に達しておりますので、令和5年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

- 議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

- 議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、小澤議員、5番、越前議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

- 議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
- お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
- よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第21号

○議長（高橋成和） 次、日程第3、議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げにつきましては省略したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、ご指示によりまして、議案第21号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1の改正の概要をご参照願います。改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が改正、公布されたため、これに準拠し規定している本町の税条例の関係条項を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、まず個人住民税に関わる改正につきましては、森林整備等に係る必要な地方財源を確保する観点から森林環境税が国税として創設され、令和6年度より個人住民税と併せて賦課徴収することに伴う規定の改正でございます。森林環境税を個人住民税の均等割と併せて徴収し、町から納入された森林環境税を北海道を經由して国に納めるもので、徴収税額は年額1,000円でございますが、平成26年度から本年度まで個人住民税は防災のための施策に要する費用の財源確保のため臨時措置として年間1,000円引き上げられており、森林環境税の新設に合わせこの措置が終了することから、均等割の徴収額は現在と変わらないことになります。

軽自動車税につきましては、本年3月に見直す予定でございました環境性能割の税率区分を本年12月末まで据置きとし、また電動車の一層の普及促進のため燃費基準達成度を資料中段の表のとおり3年間で段階的に引き上げる、電気自動車等を取得した場合の現行の

経過措置の適用期限を3年間延長する、3輪以上で一定の基準を満たす特定小型原動機付自転車をミニカー区分から原動機付自転車の税率区分とし、令和6年度課税分から適用するとの改正でございます。

国民健康保険税につきましては、賦課限度額の改正で、資料下段の表にありますとおり後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げ、低所得者に係る軽減判定所得基準額を5割軽減は28万5,000円から29万円に、2割軽減では52万円から53万5,000円に引き上げる内容でございます。こちらにつきましては本年度の課税より適用されます。

その他、法律等の改正に係る規定の整備を行うものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー2の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第22号

○議長（高橋成和） 次、日程第4、議案第22号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第22号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,090万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月27日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第22号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金1,558万円の追加で、1億6,507万円となります。

1 項国庫負担金651万7,000円の追加で、1億4,904万5,000円となります。

2 項国庫補助金906万3,000円の追加で、1,487万7,000円となります。

19款繰越金2,232万円の追加で、5,232万円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が3,790万円の追加で、29億4,090万円となります。

2、歳出、2款総務費200万円の追加で、3億5,994万7,000円となります。

1 項総務管理費200万円の追加で、3億2,522万4,000円となります。

3 款民生費612万円の追加で、7億3,233万5,000円となります。

2 項児童福祉費612万円の追加で、6,571万6,000円となります。

4 款衛生費1,368万円の追加で、2億719万4,000円となります。

1 項保健衛生費1,368万円の追加で、1億2,188万3,000円となります。

10款教育費1,610万円の追加で、1億4,397万8,000円となります。

5 項保健体育費1,610万円の追加で、2,927万3,000円となります。

歳出合計が3,790万円の追加で、29億4,090万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項10目町民センター管理費200万円の追加は、町民センター屋上パラペット西側部分が破損したための修繕費と東側、北側部分の落下防止対策を行うものであります。

3 款2 項1 目児童福祉総務費612万円の追加で、3,542万6,000円となります。

資料ナンバー3をご参照願います。令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の概要であります。目的であります。国は食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、対象世帯は低所得の二人親世帯、低所得の独り親世帯につきましては道より支給となります。対象者は、平成17年4月2日から令和6年2月29日

までに生まれた児童で、障害児の場合は20歳未満を養育している父母、令和4年度の町民税均等割が非課税世帯または生活保護世帯の方もしくは令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方で、給付額は支給対象児童1人につき5万円、対象者数は36人となっております。物価高騰の影響は、非課税世帯だけではないので、町独自の施策として対象者は5月1日現在町内に住所を有する国の子育て世帯生活支援特別給付金の対象とならない子育て世帯で、給付額は支給対象児童1人につき3万円、対象者数は140人で、支給時期は令和5年5月末を予定しております。

予算書にお戻り願います。10節需用費9万7,000円の追加、11節役務費2万3,000円の追加、18節負担金、補助及び交付金、特別給付金600万円を追加するものであります。

4款1項4目新型コロナウイルスワクチン接種事業費1,368万円の追加で、1,380万3,000円となります。

資料ナンバー4をご参照願います。令和5年度新型コロナワクチン接種体制についてであります。令和5年度のワクチン接種は、特例臨時接種が1年間延長され、今年度も無料接種となります。接種時期、対象者ですが、春夏は5月8日から8月までで、高齢者、5歳から64歳で基礎疾患を有する者、医療従事者、介護従事者、令和5年度秋冬は9月から12月までで、5歳以上が対象となり、春夏接種者は3か月の間隔を空け、2回接種となります。対象者数であります。春開始接種対象者は高齢者1,100人、5歳から64歳で基礎疾患を有する者50人、医療従事者・介護従事者50人で計1,200人、秋開始接種対象者は5歳以上で1,900人、計3,100人分を見込み、接種方法及びスケジュールは令和6年度の定期接種化に向けて個別接種への移行を見込み、令和5年度は個別接種と集団接種を併用実施とし、春夏接種開始は個別接種は5月下旬から6月上旬に開始し、集団接種は6月2回、8月1回、予備1回の計4回、集団接種時の高齢者の無料送迎は継続いたします。秋冬接種開始は、9月から個別接種と集団接種4回実施いたします。申込み方法であります。今までのプッシュ型から季節性インフルエンザワクチン同様個別接種を希望する場合は接種希望者が接種医療機関に、集団接種を希望する場合は役場健康係に直接予約するよう変更いたします。

予算書にお戻り願います。1節報酬102万2,000円の追加、3節職員手当等92万円の追加、7節報償費133万3,000円の追加、8節旅費1万4,000円の追加、10節需用費64万1,000円の追加、11節役務費74万円の追加、12節委託料582万円の追加、13節使用料及び賃借料79万円の追加、17節備品購入費20万円の追加、18節負担金、補助及び交付金220万円を追加するものであります。

10款5項2目体育施設費1,610万円の追加は、雪解け後に新たに内部を確認したところ鉄骨の曲がりかどがひどく、モルタル塀も傾斜した状態で今年度はプールの運営ができない状況であり、安全措置としてこども園の運営に支障が出ないよう全ての鉄骨とモルタル塀を撤去するため、鶉プールの除却工事を行うものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、14款1項2目衛生費負担金651万7,000円

の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の計上であります。

2項2目民生費補助金190万円の追加は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金の計上で、3目衛生費補助金716万3,000円の追加は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の計上であります。

19款1項1目繰越金2,232万円の追加は、前年度繰越金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和5年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

署 名 議 員 越 前 等

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 5 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 6 日（火曜日）午前 10 時 00 分 開 会
午前 11 時 12 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
6 月 6 日～6 月 7 日
2 日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
 - 2) 閉会中における行政常任委員会所管事務調査結果報告（笹木委員長）
 - 3) 空知中部広域連合議会第 1 回臨時会結果報告（小澤議員）
 - 4) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告（越前議員）
 - 5) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（越前議員）
 - 6) 第 1 回中空知広域市町村圏組合議会臨時会結果報告（議長）
 - 7) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回臨時会結果報告（議長）
 - 8) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告（議長）
 - 9) （株）上砂川振興公社令和 4 年度営業報告・決算報告並びに令和 5 年度事業計画（副町長）
 - 10) 例月出納検査結果報告（3・4 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 1 号 専決処分報告について「令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）」
- 第 7 議案第 23 号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 24 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 25 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
- ※ 議案第 23 号～第 25 号は、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

6 番 伊 藤 充 章 1 番 石 田 浩 二

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） ただいまの出席議員は、吉川副議長が体調不良のため欠席の届けが出ておりますので、7名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和5年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、1番、石田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月7日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月7日までの2日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 次、日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次に、閉会中における行政常任委員会の所管事務調査結果について報告を求めます。笹木委員長。

○3番（笹木笑子） 行政常任委員会所管事務調査につきまして2件の調査結果をご報告いたします。

1件目、調査期間は令和5年5月9日火曜日。

調査事項は、町内教育（保育）施設に関する事項。

調査委員は、行政常任委員会委員長ほか6名、議長。

説明者は、上砂川町立中央小学校、菅原教頭、上砂川町立上砂川中学校、佐々木教頭、上砂川町児童館、林園長、寺本主任保育教諭、上砂川町認定こども園ふたば、林園長、岩本主任保育教諭。

調査内容は、アフターコロナにおける子供たちの現状を小中学校、認定こども園、児童館での子供たちの姿から子供の育ちと学びにとって安心、安全な居場所であるのか、子供の取り巻く保育、教育環境を知るための調査です。

調査結果ですが、1か所目、中央小学校につきましては、1年生から3年生とポプラ学級は合同でリズム運動、縦割り学習でゲーム的要素を組み込み、入学から1か月の1年生も安心して表現できる雰囲気の中で学習していました。4年生は、算数をデジタル教材とアナログ教材を併用、それぞれのよさを組み合わせることで子供の興味が引き出される授業でした。5年生は、外国語で会話の実践学習、英語でのやり取りに私たち委員も参加を促され、楽しみながら主体的に学習していました。6年生の道徳は、デジタル黒板を活用し、子供たちの視覚に訴える学びでした。

2か所目、中学校につきましては、3年生は修学旅行中のため、1、2年生の授業参観になりました。1年生は、英語で映画鑑賞を教材に英語に親しむとともに、集中力、継続力を持って授業に臨み、自律的、主体的な学びの獲得を図っていました。2年生は、書道でした。先生の質問にチャットで答えるなど、双方向でタブレットを使用しながらのやり取りがありました。

3か所目の児童館では、雨天ということもあり、館内でそれぞれが自由な雰囲気の中、厚生員、保育教諭に見守られながら遊んでいました。

4か所目、認定こども園は、午睡の後の1歳から5歳児の合同保育の時間でリトミック（音楽やリズムに合わせて体を動かし、感性や創造性を身につける教育で、楽しみながら集中力、思考力、表現力を育むことを狙いとしています）を参観しました。

委員の拍手に照れながらも応えてくれる顔には達成感、満足感の笑顔がありました。この達成感、満足感が次への活動意欲、自信へとつながると考えるところです。

まとめとしまして、各学校、施設は3年間に及ぶコロナ禍からようやく抜け出し、新たなスタートを踏み出したところですが、この間本町のみならず全国各地の子供たちは様々な制約下にあって我慢することの多い3年間だと考えます。また、コロナ禍の学校においては、学びの孤立や停滞を克服する方途としてGIGAスクール構想に伴う1人1台端末環境が進み、子供たちの意見や考えの明示と共有が一段と促進されました。本町においても教材や活動へ興味や意欲を持って学んでいくためには、アナログ教材、デジタル教材のよさを組み合わせ、より効果的に様々なツールを用意し、子供一人一人に自己決定と選択、判断の意見表明の機会を保障するための教育環境を整えることが学びの面白さを感じることができる学校にしていくと考えます。いじめ、不登校などの問題については、子供の行

動だけでなく育つ背景にも目を向け、行政、地域、学校が携わり、チームとしての学校運営の下、先生、保護者、我々も含め地域町民との協働は欠かせないと考えたところです。

以上、町内教育（保育）施設所管事務調査に関する報告とさせていただきます。

続きまして、2件目、調査期間は令和5年5月14日から5月18日。

調査事項は、1か所目、徳島県勝浦郡上勝町、SDGs未来都市、ゼロ・ウェイストについての視察。2か所目、兵庫県神戸市、人と防災未来センター施設の視察。

調査委員は、行政常任委員会委員長ほか6名、議長。

随行者は、浅利議会事務局長。

説明員は、上勝町は上勝町長、花本靖氏、合同会社パンゲア、野々山聡氏、神戸市人と防災未来センターは施設担当職員でした。

調査内容、1か所目は、徳島県上勝町について報告いたします。徳島県勝浦郡上勝町は、徳島県の中部にあり、典型的な中山間地域です。面積109.63平方キロメートル、88%が森林で、うち80%が杉を主体とした人工林です。標高100メートルから700メートルの間に大小55の集落が点在しています。そこに1,416人、74世帯が生活され、高齢化率は52.19%となっており、「四国いち小さな町」をキャッチコピーとしています。主に農業（彩、香酸かんきつなど）と林業とされています。1986年に彩の名前で葉っぱビジネスが生まれ、全国的に有名なブランドとなりました。葉っぱビジネスとは、もともと林業の町でありましたが、主産物の木材は低迷、1981年の記録的寒波により温州ミカンが壊滅的な被害を受けました。この逆境の中、当時JA職員だった横石知二氏が日本料理に欠かせないつまものに着目、発案、展開した季節の葉や花などを栽培、販売する農業であります。商品が軽量、見た目もきれいであるため女性や高齢者でも取り組みやすいため、4戸の花弁農家からのスタートでしたが、現在は約150戸で出荷販売、2億6,000万円の売上げとなり、1戸当たり2,000万円を売り上げる生産者もいるとのこと。年齢構成は平均75歳、最高88歳の方も出荷されているそうです。これが上勝ブランドとなりました。ピンチをチャンスに変えた取組を仕掛けた横石氏の努力があつてのことと感銘とともに、人の知恵、熱意で町が変わり得ると感じました。このブランドに続き、2003年、国内初のゼロ・ウェイスト宣言で第2のブランドを確立しました。小さな町の大きな挑戦は、世界からも注目され、持続可能な社会への道筋を示しました。ゼロ・ウェイスト宣言は、1997年まで埋立てごみの全てを2メートルほどの穴に投げ込み、焼却していましたが、1998年に県の指導により焼却炉2基を設置、しかし2000年にダイオキシン類対策措置法が施行され、1基が基準をクリアできず、3年で閉鎖となりました。そのため、町内ではごみ処理ができず、山口県の業者に委託することになり、処理費用は年間3,100万円かかることから、2011年から30種類のごみ分別をスタートし、現在は45種類に分別しています。2020年までに焼却ごみゼロを目標に掲げ、2003年にゼロ・ウェイスト宣言をしています。現在のリサイクル率は80%で、残る20%は電池、ゴム製品、おむつなど町内では処理不可能なものとなっています。2020年には、ゼロ・ウェイストセンターがリニューアルオープンし、リサイクルの収益は年間400

万円、町内で処理できないリサイクルの費用は約600万円とのことであります。45種類の分別は徹底され、町民自ら集積場であるゼロ・ウェイストセンターに持ち込むため、基本的に無料とのことです。町民の不用品の再利用のためのくるくるショップや交流の場、宿泊設備も備えています。施設の外壁には、町民家屋のリフォーム、解体に出た窓枠400枚を使用しており、上勝町が掲げる政策、ゼロ・ウェイスト宣言、ごみの再利用、再資源化の具現化、見える化に様々な工夫がなされた施設となっていました。

調査結果ですが、上勝町ではごみ収集車が一度も走ったことがない町だそうです。町民一人一人が消滅に取り組み、45種類に分別して自らごみ集積場に運んでいます。ごみ特有の臭いもしないのは、きれいに洗い、乾かすことにより、ごみの収益単価を上げるための手間です。生ごみは、全て自宅でコンポストか処理機（1世帯で1万円の個人負担）での処理です。上勝町が掲げるゼロ・ウェイスト政策は、町民の70%以上は面倒くさい、大変と思っているそうです。なぜそれなのに可能にしているのか。視察やメディアによる国内外から注目され、褒められる自分たち、こんな面倒なことをしているという自尊心、地縁、血縁の濃い地域ならではの自律心、葉っぱビジネスで得られた上勝町というブランドを大切に思う愛町心と心の仕組みが効果的に作用されているという分析に大変納得しました。そんな大人の姿を見て育つ子供たちは、未来の自分の暮らす環境を自分のこととして考え、行動できる大人に育つのではと思うところです。しかし、葉っぱビジネスも後継者不足、ゼロ・ウェイストの担い手の育成に課題もあり、移住者の力に期待しているとのことでした。今回の視察でゼロカーボンシティ宣言を掲げた本町においても行政と町民が同じ方向に向かうための参考にする取組があると思うところです。

続きまして、調査内容2か所目は、人と防災未来センター。人と防災未来センターは、1995年の阪神・淡路大震災とその後発生した国内外の災害の経験と教訓の継承、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援及び創造的な復興を図り、安心、安全な市民協働、減災社会の実現に貢献することを使命として2002年に兵庫県が設置した施設です。災害ミュージアムとして阪神・淡路大震災で起こったことを誰にでも分かりやすく伝えるとともに、実践的な防災研究や防災人材育成を推進し、さらに国連のSDGsやコロナパンデミックを踏まえ、世界的な防災、減災、縮災の情報発信、ネットワークの拠点として活動しているところです。開設20周年（2020年）を契機として、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震などの国難災害共同研究や国内外の防災教育に貢献する防災100年えほんプロジェクトを推進しているとのことです。

調査結果ですが、震災追体験フロア、そこでは阪神・淡路大震災の地震爆破のすさまじさを大型映像で体感、そして2つ目、震災直後の街並みをジオラマ模型でリアルに再現されていました。そして、3つ目、大震災ホールでは復興に至るまでのまちと人を直面する課題と共にドラマでの紹介がありました。次に、震災の記録フロアというところでは、震災関係資料を体験談と共に提示され、震災からの復興過程の生活、まちの姿をメッセージとグラフィックで解説されていました。そして、ビデオでの震災体験の紹介、語り部によ

る体験の語りが行われていました。次、防災・減災体験フロアでは、1、災害情報ステーションでは世界で発生した自然災害の学習、2、防災・震災ワークショップでは実践的な知識の学習、3、防災未来ギャラリーは防災、減災に関する企画展の開催が行われていました。そして、こころのシアターということで「にげようー大切な命をまもるためにー」の鑑賞をさせていただきました。

まとめとしまして、世界は今災害多発、激化時代のさなかにあります。本町は、災害の少ない町と言われています。どこか他人事でありましたが、このたびの視察で想定内の災害は減災されても想定外の災害はなくならないとの話から、防災の重要性や命の尊さと自然災害に備える力の重要性を改めて認識できました。今後本町の防災政策、災害対策に反映させていただきたいと考えます。

以上、道外所管事務調査に関する報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 次、空知中部広域連合議会第1回臨時会の結果報告について報告を求めます。小澤議員。

○4番（小澤一文） 令和5年空知中部広域連合議会第1回臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和5年5月29日月曜日午前10時。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室。

議件といたしましては、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、議案第1号 空知中部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第2号 空知中部広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第3号 監査委員の選任について、議案第4号 監査委員の選任についてであります。

結果であります。議長に奈井江町議会、森岡新二議長、副議長に浦臼町議会、小松正年議長が当選され、監査委員に新十津川町監査委員、奥芝理郎氏及び歌志内市議会、能登直樹議員が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり承認されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次に、第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会及び第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会の結果報告について報告を求めます。越前議員。

○5番（越前 等） 令和5年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和5年5月22日月曜日午前10時から。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件につきましては、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、選挙第3号 組合長の選挙について、議案第1号 副組合長の選任につき同意を求めることについて、議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、議

案第3号 専決処分の承認を求めることについて（砂川地区保健衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例について）、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（砂川地区保健衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例について）、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（砂川地区保健衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例について）、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（砂川地区保健衛生組合情報公開条例について）。

結果であります。慎重審議の結果、議長に砂川市議会、多比良和伸議長、副議長に浦臼町議会、中川清美議員、組合長に砂川市、飯澤明彦市長が当選され、副組合長に砂川市、井上守副市長、監査委員に奈井江町議会、大関光敏副議長が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり同意、承認されたので、ご報告いたします。

続きまして、令和5年第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和5年5月22日月曜日午前11時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、選挙第3号 組合長の選挙について、議案第1号 副組合長の選任につき同意を求めることについて、議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、議案第3号 財産の取得について、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（砂川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例について）。

結果であります。慎重審議の結果、議長に砂川市議会、多比良和伸議長、副議長に奈井江町議会、大関光敏副議長、組合長に砂川市、飯澤明彦市長が当選され、副組合長に砂川市、井上守副市長、監査委員に浦臼町、中川清美議員が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案どおり同意、可決、承認されたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（高橋成和） 次に、第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会と石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会及び第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会の結果報告については私から行わせていただきます。

まず最初に、令和5年第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和5年5月26日金曜日午前10時30分から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、報告第1号 専決処分について（滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例について）、報告第2号 専決処分について（中空知広域市町村圏組合議会個人情報保護条例の制定について）、議案第1号 監査委員の選任について。

結果でございます。慎重審議の結果、議長に砂川市議会、多比良和伸議長、副議長に

浦臼町議会、小松正年議長が当選され、監査委員に芦別市議会、北村真議長が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり承認されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和5年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和5年5月25日木曜日午前11時30分から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、選挙第3号 組合長の選挙について、報告第1号 専決処分について（滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例について）、報告第2号 専決処分について（石狩川流域下水道組合個人情報保護条例の制定について）、議案第1号 監査委員の選任について、議案第2号 令和5年度石狩川流域下水道組合一般会計予算(第1号)。

結果でございますが、慎重審議の結果、議長に奈井江町議会、森岡新二議長、副議長に赤平市議会、伊藤新一副議長、組合長に滝川市、前田康吉市長が当選され、監査委員に砂川市議会、多比良和伸議長が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和5年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和5年5月26日金曜日午後1時30分から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、選挙第1号 議長の選挙について、報告第1号 専決処分について（滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例について）、報告第2号 専決処分について（中・北空知廃棄物処理広域連合議会個人情報保護条例について）、議案第1号 監査委員の選任について。

結果でございますが、慎重審議の結果、議長に滝川市議会、山本正信議長が当選され、監査委員に砂川市議会、多比良和伸議長が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり承認されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

次に、株式会社上砂川振興公社令和4年度営業報告・決算報告並びに令和5年度事業計画について報告を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況等についてご報告いたします。

お手元に配付しております振興公社の令和4年度営業報告・決算報告並びに令和5年度事業計画書をご参照願います。

決算の内容についてご説明いたしますので、1ページ中段の表をご参照願います。令和4年度の決算は、収入では宴会と宿泊はやや持ち直したものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が大きく、株主である町の支援により前年度対比5.1%、655万7,000円増の1

億3,439万1,000円、支出では燃料費や食材費の高騰等により前年度対比5.3%、673万5,000円増の1億3,434万3,000円、差引き4万8,000円の経常利益から棚卸しによる商品19万5,000円の減、法人税23万2,000円を差し引いた1万1,000円が当期純利益となり、12ページの株主資本等変動計算書の中段にあります利益剰余金の累積利益である当期首残高30万8,000円に1万1,000円を加えた31万9,000円が当期末残高となります。収入区分別売上高及び経費の主な内容は、1ページ下段から2ページ上段に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、2ページ中段の(2)、入り込み客数の状況ですが、日帰り入館者数は前年度対比0.4%、353人減の9万6,194人、宿泊客数は町から支援を受けた宿泊プランやどうみん割などにより前年度対比14.5%、546人増の4,321人で、施設利用者全体では前年度対比0.2%、193人増の10万515人となったところであります。

2の各実施事業の状況につきましては、(1)の健康の里づくり事業から(4)の宿泊客対策までまとめており、5ページには庶務報告と本年3月31日現在の会社の概要、7ページには施設の利用状況、また8ページ以降は貸借対照表、貸借対照表明細書、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書となっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、令和5年度事業計画についてご説明いたします。14ページの1、基本方針であります。令和5年度においては5月8日から新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが2類相当から5類に移行されたことに伴い、いま一度利用者が求めるサービスを再考し、従業員一丸となって事業を展開することにより、コロナ禍前の水準である年間入館者数目標を10万5,000人とし、利用収益は9,770万円を目標に掲げ、営業努力をいたします。

次に、2の部門別事業計画であります。但し、(1)の日帰り部門から(5)、特産品開発販売部門まで目標達成に向けた取組方針をまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、3の事業予算であります。但し、17ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入であります。利用収益として入館料2,350万円、町民無料券740万円、宿泊料2,500万円、以下手数料まで合計で9,770万円を見込み、営業外収益であります補助金等は2,943万円とし、収入合計を1億2,713万円としたところであります。

次に、支出であります。但し、人件費と厚生福利費で5,200万円のほか、主なところでは燃料費1,800万円、光熱水費1,900万円、仕入れ1,200万円を見込み、支出合計を1億2,710万円とし、差引き3万円の経常利益を確保する収支予算としております。

以上が振興公社の営業報告・事業計画であります。但し、振興公社にあつては依然として厳しい経営環境にありますので、健全経営がなせるよう努めてまいりたいと思ひますので、ご理解賜りたくお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 次に、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3月、4月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 次に、日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和5年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段報告申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 次に、日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

令和5年第1回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書を御覧いただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（高橋成和） 次に、日程第6、報告第1号 専決処分報告について「令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

専決処分。

令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）。

令和5年3月31日専決、上砂川町長。

補正の理由といたしましては、地方消費税交付金、地方交付税等の歳入増額と繰入金の歳入減額による歳入予算について補正し、併せて地域振興基金等への積立金による歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第1号、別紙予算書本文を御覧願います。報告第1号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,910万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、報告第1号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4 款配当割交付金30万円の追加で、40万円となります。

1 項配当割交付金、同額であります。

6 款法人事業税交付金300万円の追加で、400万円となります。

1 項法人事業税交付金、同額であります。

7 款地方消費税交付金110万円の追加で、7,120万円となります。

1 項地方消費税交付金、同額であります。

10 款地方交付税4,790万円の追加で、20億536万2,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

17 款寄附金180万円の追加で、1,432万9,000円となります。

1 項寄附金、同額であります。

21 款繰入金210万円の減額で、6,770万円となります。

1 項基金繰入金210万円の減額で、6,270万円となります。

歳入合計が5,200万円の追加で、34億6,910万円となります。

2、歳出、2 款総務費3,200万円の追加で、4 億4,902万7,000円となります。

1 項総務管理費3,200万円の追加で、4 億842万4,000円となります。

7 款商工費1,000万円の追加で、2 億2,099万1,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

10 款教育費1,000万円の追加で、1 億4,681万4,000円となります。

1 項教育総務費1,000万円の追加で、2,672万3,000円となります。

歳出合計が5,200万円の追加で、34億6,910万円となります。

事項別明細書7 ページ、歳出でございます。3、歳出、2 款1 項1 目一般管理費3,200万円の追加は地域振興基金に、7 款1 項2 目企業開発費1,000万円の追加は産業振興基金

に、10款1項2目事務局費1,000万円の追加は教育施設整備基金にそれぞれ積立てするものであります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、4款1項1目配当割交付金30万円の追加、6款1項1目法人事業税交付金300万円の追加、7款1項1目地方消費税交付金110万円の追加、10款1項1目地方交付税4,790万円の追加は、いずれも交付決定による精査であります。

17款1項1目寄附金180万円の追加は、確定額による精査で、21款1項1目基金繰入金210万円の減額は事業費確定による精査であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第1号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第23号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、議案第23号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第23号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、産業競争力強化法の一部を改正する等の法律の施行により生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入制度関係の規定が中小企業等経営強化法に移管されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は企画課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、ご指示によりまして、議案第23号について内容の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、産業競争力強化法の一部を改正する等の法律の施行により生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入制度関係の規定が中小企業等経営強化法に移管されたことに伴い、関係する条例を改正するものであります。

このたびの改正による申請方法や支援内容に変更はございません。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

上砂川町企業振興促進条例（昭和48年上砂川町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「生産性向上特別措置法」を「中小企業等経営強化法」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第24号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、議案第24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、認定こども園の所管事務が厚生労働省からこども家庭庁に移管され、子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例等の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は健康推進課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読

み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） それでは、ご指示によりまして、議案第24号について内容の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、認定こども園の所管事務が厚生労働省からこども家庭庁に移管され、子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例の関係条項を改正するものであります。

このたびの改正による認定こども園の運営に関する基準や設置内容に変更はございません。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー2の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第25号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、議案第25号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第25号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,710万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月6日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第25号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金2,438万円の追加で、1億8,945万円となります。

2 項国庫補助金2,438万円の追加で、3,925万7,000円となります。

19款繰越金1,822万円の追加で、7,054万円となります。

1 項繰越金、同額であります。

20款諸収入220万円の追加で、1億431万7,000円となります。

5 項雑入220万円の追加で、8,488万2,000円となります。

21款町債1,140万円の追加で、2億2,940万円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が5,620万円の追加で、29億9,710万円となります。

2、歳出、2 款総務費1,049万2,000円の追加で、3億7,043万9,000円となります。

1 項総務管理費1,016万円の追加で、3億3,538万4,000円となります。

2 項徴税費33万2,000円の追加で、1,415万4,000円となります。

3 款民生費2,415万8,000円の追加で、7億5,649万3,000円となります。

1 項社会福祉費2,415万8,000円の追加で、6億8,826万5,000円となります。

4 款衛生費100万円の追加で、2億819万4,000円となります。

2 項清掃費100万円の追加で、8,631万1,000円となります。

8 款土木費1,640万円の追加で、3億24万4,000円となります。

2 項道路橋りょう費1,260万円の追加で、1億2,614万1,000円となります。

3 項住宅費380万円の追加で、6,663万9,000円となります。

10款教育費415万円の追加で、1億4,812万8,000円となります。

1 項教育総務費46万4,000円の追加で、1,704万1,000円となります。

2 項小学校費170万4,000円の追加で、4,789万4,000円となります。

3 項中学校費198万2,000円の追加で、4,711万1,000円となります。

歳出合計が5,620万円の追加で、29億9,710万円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。町道鶉若葉台団地1号線法面排水改修事業、1,140万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。合計1,140万円。

事項別明細書8ページ、歳出でございます。2 款1 項5 目財産管理費217万1,000円の追加は、コンベンションホール浄化槽の原水ポンプとブローポンプの修繕料の計上でありま

す。

9目諸費114万2,000円の追加は、株式等譲渡所得割還付金の計上であります。

11目地域振興費684万7,000円の追加で、1億2,101万7,000円となります。

資料ナンバー3をご参照願います。地域プロジェクトマネージャーの任用についてありますが、目的は公共施設の有効活用や地域の活性化及び地域産業の振興を目的とするプロジェクトを実施する際に町と住民、行政と民間企業等立場の異なる人々の間に立ち、橋渡し役となって地域活性化を図ることを目的に国の制度である地域プロジェクトマネージャーを公募するもので、事業概要は地域コミュニティ形成事業、地域おこし協力隊支援事業、関係人口創出事業などで、募集対象は都市地域等から上砂川町に住居と生活の拠点を移すことができる方、または既に移住している方、もしくは上砂川町において過去に地域おこし協力隊、集落支援員や上砂川町以外の市町村で地域プロジェクトマネージャーとして活動した経験がある方で、任期は令和5年8月1日から令和6年3月31日までで、任期は最長3年となっております。

予算書にお戻り願います。1節報酬140万6,000円の追加。4節共済費23万1,000円の追加。8節旅費1万円の追加。18節負担金、補助及び交付金520万円の追加は、自治会連絡協議会補助金220万円の追加は生活館の備品がコミュニティ助成事業の採択を受けたことによる社会福祉施設費との組替えて、上砂川町マラニック実行委員会補助金300万円の追加につきましては資料ナンバー4をご参照願います。第1回かみすながわぐるっと紅葉マラニック事業の概要であります。開催目的は、上砂川町の町内をほぼ一周するコースを設定し、自然あふれる上砂川町内の紅葉を堪能していただき、町外の方から見た町内における新たな発見や上砂川町を多くの方に知ってもらうこと、町内の方ではふだん見慣れた景色を自分の足で巡ることで新しい発見を目的として交流人口及び関係人口の創出や新たな町の魅力発見を目指すもので、主催はかみすながわマラニック実行委員会を立ち上げ、構成は次のメンバーを予定しております。開催日は、令和5年10月14日土曜日で、ロングコース、ショートコースの2コースを設定し、参加予定者は200人を見込んでおります。参加料金は次のとおりで、送迎バスは札幌駅から砂川駅からの2系統を計画しておりますが、詳細につきましては今後実行委員会で検討してまいりたいと考えております。

予算書にお戻り願います。2項2目賦課徴収費33万2,000円の追加は、税制改正に伴う車種区分追加に伴い税システム改修業務の追加であります。

3款1項2目老人福祉費35万9,000円の追加は、緊急通報装置をNECから砂川広域消防組合が使用するNTTに変更し、移行業務が完了したことから、消防本部にあるセンター装置の撤去費の計上であります。

3目社会福祉施設費58万1,000円の減額で、6,137万3,000円となります。10節需用費171万2,000円の追加は、大雪により朝駒集会所の屋根が破損したため修繕料を計上するもので、17節備品購入費229万3,000円の減額はコミュニティ助成事業採択による組替えてあります。

9目価格高騰重点支援給付事業費2,438万円の追加で、2,438万円となります。

資料ナンバー5をご参照願います。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業の概要であります。目的であります、国ではエネルギー、食料品価格等の物価高騰を受けた低所得者に対し給付金を支給するもので、対象は令和5年6月1日において上砂川町に住所を有する令和5年度住民税非課税世帯で770世帯を見込み、支給額は1世帯当たり3万円、事業費は事務費を含め2,438万円で、支給開始日は令和5年7月下旬を予定しております。財源は地方交付金で、その他であります、北海道において独自施策として均等割のみ課税世帯に対し1世帯当たり1万2,000円の給付金を直接支給する予定であります。なお、本町の独自施策につきましては、現在検討中であります。

予算書にお戻り願います。

○議長（高橋成和） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時08分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

林副町長、引き続き説明のほうよろしくお願いたします。

○副町長（林 智明） それでは、予算書にお戻り願います。3節職員手当等10万9,000円、10節需用費19万2,000円、11節役務費30万3,000円、12節委託料49万5,000円、13節使用料及び賃借料18万1,000円、18節負担金、補助及び交付金2,310万円。

4款2項2目じん芥処理費100万円の追加は、最終処分場の記録計と汚水ますが破損したため修繕料を計上するものであります。

8款2項1目道路維持費1,260万円の追加で、1億2,614万1,000円となります。10節需用費60万円の追加は、町道フェンスの修繕料の計上で、14節工事請負費1,200万円の追加は資料ナンバー6をご参照願います。資料の右下にある住宅が雇用促進住宅になります。融雪によりまして町道鶉若葉台団地1号線の一部のり面が崩壊したことにより、排水改修工事を行うため工事費を計上するものであります。

3項1目住宅管理費380万円の追加は、大雪により町営住宅の軒先や共聴アンテナ等の破損が生じたことから、修繕料を計上するものであります。

10款1項2目事務局費46万4,000円の追加、2項1目学校管理費170万4,000円の追加、3項1目学校管理費185万円の追加は、いずれも学習支援員配置に係るもので、授業をスムーズに進めるため小中学校ともに北海道の制度であります学習支援員制度を活用して配置しておりましたが、本年4月から対象外となったことから、7月以降町単独で学習支援員を配置するため関連経費を計上するものであります。1項2目事務局費の追加は、事務局費では共済費分として46万4,000円の計上、小学校費ではパソコン1台の購入分を含む170万4,000円の計上、中学校費ではパソコン2台分の購入分も含め185万円を計上するものであります。

2目教育振興費13万2,000円の追加は、これまでコロナで延期していた中学2年生の宿泊

研修について2類から5類に移行したことにより再開するため、バスの借り上げ料を計上するものであります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、14款2項2目民生費補助金2,438万円の追加は、歳出同額を計上するものであります。

19款1項1目繰越金1,822万円の追加は、前年度繰越金を計上するものであります。

20款5項5目雑入220万円の追加は、歳入同額を計上するもので、21款1項3目土木債1,140万円の追加は町道鶉若葉台団地1号線法面排水改修事業に係る起債の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日7日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時12分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 石 田 浩 二

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 5 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 7 日（水曜日）午前 10 時 00 分 開 議
午前 10 時 20 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 2 3 号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 2 4 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 2 5 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 2 3 号～第 2 5 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 6 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 7 派遣第 2 号 議員派遣承認について

○会議録署名議員

6 番 伊 藤 充 章 1 番 石 田 浩 二

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は、吉川副議長が本日も体調不良のため欠席の届出が出ておりますので、7名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和5年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、1番、石田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 笹木笑子議員

○議長（高橋成和） 3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） さきの通告に従いまして、町史の編さんについて質問させていただきます。

町域に関する貴重な歴史的資料を網羅的に収集、整理、保存し、次世代に伝えていくことは、自治体としての責務と考えます。現在のところ編さんの予定はないと伺いました。令和元年に上砂川120周年、開町70周年時に記念誌が発行されていますが、上砂川町史については昭和63年以来35年間編さんされていません。町史は、元来頻繁に刊行されるものではありませんが、着手から刊行までには多くの時間を要すると推測します。このままでは町の歴史を語り伝える物的遺産のみではなく、資料の収集、古老の方々への聞き取りなど貴重な地域の英知が失われることも考えられます。町史は、日常的に手にするものではなく、身近な書物ではありませんが、デジタル化を導入、一般に公開することで誰もがどこでも上砂川町の歴史に容易に触れることが可能になり、活用方法も広がると考えられます。郷土の記録を未来に残すためにデジタル化も視野に編さん、刊行に向けて早々に着手していただきたいと要望いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。

山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 3番、笹木議員のご質問、上砂川町史の編さんについてお答えいたします。

初めに、本町の町史につきましては、昭和34年に開町10周年の記念事業の一環として発行され、その後昭和63年に開基88周年を記念し、昭和62年の炭鉱閉山までの記録を掲載するとともに、さらにそれ以前にも増補し、新上砂川町史として発行しております。町史発行から35年経過しておりますが、平成11年には開基100年開町50周年記念事業の一環として町勢要覧や映像として「かみすながわ1世紀の軌跡」の製作、平成29年には閉山30年の記念映像として本町の発展の礎となった炭鉱と石炭の歴史を後世に教育と継承を図ることを目的に「かつて炭鉱（やま）があり炭鉱（やま）に生きた」のタイトルで同じく映像の製作、令和元年度には上砂川120年、開町70年の記念誌として町勢要覧を製作しております。

ご質問の町史の編さんに必要な閉山後の資料の収集や古老の方々への聞き取りなどは、これまで製作した町勢要覧や記念映像にておおむね記録、整理されているとともに、平成28年、29年度には専任の職員を配置し、町史編さんに必要な年表や年代別写真のデジタル化及び町広報で取材した各種資料を整理しており、発行に向け準備を進めております。また、新たな町史につきましては、議員ご指摘のとおり頻繁に発行するものではなく、記念事業に合わせて発行することが一般的であり、その他専任職員の配置や町史編さん・編集委員会の立ち上げ、数年程度の期間を要するほか、発行に当たっては資料整理も含め、発刊時期は未定であります。作業を進めております。また、デジタル化につきましては、時代の流れであることから、検討してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 通告に従い、順次質問いたします。

初めに、自転車用ヘルメット貸出し支援についてお伺いします。本年4月1日から改正道路交通法の施行により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車を運転する全ての人がヘルメットを着用することに努めなければなりません。また、保護者等は、児童や幼児が運転する際はヘルメットを着用させるように努める必要があります。警察庁によると、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた人の約6割が頭部に致命傷を負っているとしています。こうしたことから本町においては積極的にヘルメットの着用を進める運動を展開し、自転車利用者の安全の確保に努めなければなりません。ヘルメットは、デザイン、安全規格等によって多くの種類があり、特に安全性の高いヘルメットほど高額になるようです。ヘルメットを購入したいが、町内に取扱店がないことや物価高

騰の経済状況にあること、また複数のヘルメットが必要な家庭においては負担が増え、さらに子供は成長に合わせ買換えが必要になる等、経済的な負担が大きくなります。こうした点を踏まえた対策として、本町が子育てのサポートとしてチャイルドシートの貸出しを行っているように自転車用ヘルメットの貸出しを希望する町民に行い、自転車利用者の安全確保のサポートを展開してはどうでしょうか。特に生活が困窮している世帯や独り親世帯、そして多子世帯に対する支援策として、またヘルメット着用率向上に向けた対策として積極的に取り組むことはできないでしょうか、見解をお伺いいたします。

次に、町道の安全確保についてお伺いします。町道の路側には、多くの車両用防護柵が設置されています。車両用防護柵とは、主として進行方向を誤った車両が路外、対向車線または歩道等に逸脱するのを防止するとともに、車両乗員の安全確保、車両の破損を最大限とどめ、車両を正常な方向へ軌道復元させることを目的に設置されています。つまり車両が路外に逸脱した場合に危険度が高いと認められた区間等に設置される道路インフラの一つですが、これら防護柵について徹底した維持管理に努めるとともに、町道の安全確保を図っていただきたいと考えます。そこで、この防護柵について、例えば若葉台付近は特に崖が多い区間であり、設置基準に該当することから、ガードパイプやガードケーブルの防護柵を設置し、町民の生命と財産を守っています。しかしながら、一部の防護柵について支柱が折れている、パイプが割れている、ケーブル取付け金具の腐食により支柱からケーブルが外れている等、万が一の際にその目的を果たすことが難しいと思われるような状態になりつつあり、とても安全、安心な状態であるとは言えません。また、若葉台付近に限らず類似の防護柵が各所で見受けられることから、必要な対策を講じ、町道の安全確保に努めていただきたいと考えますが、見解をお伺いします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） 4番、小澤議員の1件目のご質問、自転車用ヘルメット貸出し支援についてお答えいたします。

道路交通法の一部改正により、努力義務化となりました自転車乗車中のヘルメット着用について交通事故の際の被害軽減に大きな効果があることから、全国的にヘルメット着用に向けた働きかけが行われる中、本町においても上砂川町交通安全推進委員会を通じて啓発活動を行っていかねばならないと考えております。

本町におけるチャイルドシートの貸出しを例に議員よりご提言のありました自転車用ヘルメットの貸出し支援につきまして、チャイルドシートは貸出期間が一時的であり、管理個数が少数であること、また購入額も一般的には2万円台から3万円台以上と高額になるものが多く、利用者の負担が大きいことから、制度化したものでありますが、自転車用ヘルメットはシーズンを通した長期的な貸出しになることが予想され、恒常的に使用されることから、1家庭への貸出数、貸出期間等の設定も難しく、現在のところ制度化は予定し

ておりません。しかしながら、ヘルメットの着用には強制力がないため定着しにくく、北海道においては特に着用率が低いことから、今後道や道警、地域が一体となった啓発活動が必要であるとともに、町においても交通安全推進委員会と連携し、小中学校での指導や幼児等に対する交通安全マナーの教育を後押しする中でヘルメットの着用に対する呼びかけと自転車の安全利用に向けた取組を進めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） 4番、小澤議員の2件目のご質問、町道の安全確保についてお答えいたします。

現在町道は、121路線、31.6キロの道路延長となっており、議員が述べられましたとおり町内の南側を通ります朝駒緑が丘線には崖が多い区間がありますので、ガードパイプやガードロープを数多く設置しているところでございます。毎年当初予算に計上しております道路維持舗装工事費の執行に当たり、雪解け後に舗装、側溝、縁石やガードロープなど道路全般にわたり損傷状況を調査しており、例年では積雪寒冷による凍上等により舗装路面のひび割れや凸凹が数多くありますが、ガードロープなどの附帯設備を含め、安全性を考え、優先順位を定めて補修を行っており、補修箇所が多いときには補正予算を計上し、対応しているところでございます。今年度においても町道の調査を行ったところ、例年同様舗装路面の損傷箇所が数多くあり、またガードロープにつきましても朝駒緑が丘線も含めロープが緩んでいたり、部材が破損しているところがありましたので、それらを含め補修することとしております。町道やガードロープ等の附帯設備につきましても、経年劣化により補修が必要な箇所も増えてきておりますので、これらの整備を検討しつつ、今後につきましても緊急度、優先度を考慮し、道路利用者の安全、安心を確保するため道路整備を計画的に進めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） 終わります。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第23号 議案第24号 議案第25号

○議長（高橋成和） 次に、日程第3、議案第23号から日程第5、議案第25号につきましては既に提案理由並びに内容の説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

次に、日程第3、議案第23号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第25号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和5年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 石 田 浩 二